

平成 23 年 2 月 15 日

「地方消費者行政専門調査会報告書案（骨子）に関する意見」

内閣府消費者委員会事務局 意見募集担当 御中

社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会  
消費者提言特別委員会

〒152-0031 東京都目黒区中根 2-13-18

第百生命都立大学駅前ビル

電話 (03) 3718-4678

FAX (03) 3718-4015

メールアドレス [advisor-consultant@naes.or.jp](mailto:advisor-consultant@naes.or.jp)

1 消費者行政における国と地方のあり方について

- ・消費者行政に関する事務は各自治体の創意工夫を生かす為に自治事務とし、国は相談ネットワークの構築や情報収集体制の整備について責任を持って推進するという点ですが、国がする「一定程度の負担や技術的支援」について消費者行政に確実に活用できる継続的な財政援助をすることを具体的に明記してください。また相談員の人件費にも使える活性化基金の延長を検討してください。

- ・また地方消費者行政は各自治体により格差があります。国の負担においては各自治体の実態を考慮してください。

2 相談ネットワークのあり方について

- ・住民に身近で専門的な相談窓口を整備するために、都道府県の役割を明示し、市町村と県の広域連携のひな型を示すことには賛成です。
- ・ひな型に沿って広域連携を進めていく自治体に対して、ネットワーク構築に必要な施設等の整備や窓口職員に対する研修などに国が一定程度の財政負担や技術的支援等を図るとありますが、各市町村が自主的に独自で窓口を整備する場合も同様の負担や支援を図ってください。

3 消費生活相談員の処遇改善のあり方について

- ・消費生活相談員の専門性の向上や、それに見合った処遇改善の必要性や、雇止めが適当でないことについて、国が具体的な指針を示すことには賛成です。
- ・複雑化・高度化する相談内容に対応するために相談員は常に知識と経験

が求められます。長期雇用と、その専門性に見合った処遇改善が為されるよう、国の財政的支援を求めます。

4 情報収集・分析及び情報提供のあり方について

- ・ 本素案については賛成します。
- ・ **PIO-NET** の入力事務については、相談員に対する研修等も当然必要ですが、情報をより迅速に、的確に把握するためにも、国が入力の手間や費用負担を負担すること、及び入力研修業務費用の負担について一定の財政負担をしてください。また入力しやすいシステムの開発刷新なども検討してください。

5 商品テストの位置づけ等について

- ・ 本素案については、概ね賛成します。
- ・ 各自治体が行う商品テストには意義があることは認めますが、商品テストに必要な施設・テスト機器・人材を考えると現実はなかなか困難な状況です。国民生活センターやその他のテスト機関に、各機関の得意分野に応じたテストを委ねる効率的な商品テスト体制の確立を求めます。また窓口自体は一つの方がわかりやすいので検討してください。

6 地方自治における法執行の位置づけについて

- ・ 本素案については賛成します。

7 地方消費者行政の基盤・環境の整備について

- ・ 本素案については賛成します。
- ・ 「行政と消費者団体、事業者団体などの協働により、消費者教育や啓発活動等の推進を図る」とありますが、消費者団体等の活動に対してどのような形で、どのような支援していくのか、具体的に明記してください。

8 今後の地方消費者行政の充実・強化の進め方について

- ・ 特段の法改正や予算対応を要しない措置については、平成 23 年度以降直ちに対応に着手することが望ましい、とありますが、着手すべきであるとの表記にしてください。
- ・ 地方消費者行政集中育成期間終了後も国はさらに様々な施策を講じて対応するとの趣旨には賛成です。ただいずれの施策にも上記各項目に記載しましたが、財政支援や技術支援についての明記が必要と思われます。

以上